

# 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容

## 前文

○2006年5月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」の関連記述を再確認。

## 本文

### 日本側の資金拠出

○我が国政府は、第三海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドル(米国の2008会計年度ドル)を限度とする資金の提供を行う。ただし、米国の資金拠出を条件とする(第1条、第9条1)。

○我が国の資金拠出等に関連し、米国政府は、次の義務を負う。

- (1) 資金の適正使用(第4条)
- (2) グアム移転事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者の公正、公平かつ衡平な取扱い(第5条)
- (3) 未使用残額・利子の返還(我が国実施当局の同意を条件として未使用残額・利子の使用は可)(第7条)

○我が国の資金が拠出された施設・インフラに重大な影響を与えるおそれがある変更が検討された場合、日米両政府は協議し、我が国の懸念を十分に考慮して、米国政府は適切な措置をとる(第8条)。

## 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容

### 本文（続き）

#### 米側の措置

○米国政府は、資金拠出を含む移転のために必要な措置をとる。ただし、①米予算の範囲内、②普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展があること、③(民活事業を含む)日本の資金面での貢献を条件とする(第2条、第9条2)。

#### その他

○(グアムへの)移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、米国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する(第3条)。

○日米両政府は、本協定の実施に関して相互に協議する(第10条)。

(注)日本政策金融公庫の国際協力銀行(JBIC)部門による融資等で措置される家族住宅事業等のいわゆる民活事業は本協定の対象外。